

牛久市教育委員会 3月臨時会議録

1. 日 時 平成27年3月16日(月)午後4時15分
2. 場 所 市役所分庁舎 第2会議室
3. 出席委員 後藤 雅宣・石井 美知夫・染谷 郁夫・宮原 節子・芦田 亜里香
4. 委員以外
の出席者 教育部長 吉田 次男
次長 中澤 勇仁
次長 川井 聡
教育総務課 課長 川真田 英行
指導課 課長 柴崎 卓也
教育総務課 課長補佐 富田 真幸
指導課 課長補佐 山口 明
5. 会議録署名人 教育委員 石井 美知夫
6. 議 題 議案第2号 平成27年度教職員の異動内示について
議案第3号 牛久市スクールアシスタント設置に関する規則の一部を改正する規則
について

後藤委員長	(あ い さ つ)
後藤委員長	<p>開会を宣言する。 会議録署名人 石井 美知夫 委員を指名する。</p> <p>議案第2号「平成27年度教職員の異動内示について」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項により出席委員の3分の2以上の多数で議決したとき非公開にできる。</p> <p>本議案について非公開の賛否を諮る。</p> <p>全員賛成のため非公開に決定</p>
後藤委員長	<p>以上で本委員会の非公開を解除する。</p>
後藤委員長	<p>議案第3号「牛久市スクールアシスタント設置に関する規則の一部を改正する規則について」事務局の説明を求める。</p>
指導課長	<p>議案第3号「牛久市スクールアシスタント設置に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。</p> <p>指導課長が「牛久市スクールアシスタント設置に関する規則の一部を改正する規則」の条文を読み上げる。</p> <p>今回の改正は、昨年度までは、スクールアシスタント、少人数指導員、特別教育指導員という方たちがいましたが、学校の実情に合わせ一度組み替える必要</p>

	<p>があるのではという課題の中ででてきたものです。子ども教育支援員と学校運営支援員に組み替えることでより仕事の内容をはっきりさせ、仕事のニーズに合うのではということで、こういう形でご提案させていただきました。</p>
石井職務代理者	<p>第9条のスクールアシスタント補助員についても改正するのか。</p>
指導課長	<p>第9条2項については、削除します。</p>
	<p>議案第3号について出席委員全員の賛成を得る。</p>
後藤委員長	<p>その他として「牛久市いじめ防止基本方針（案）」について指導課より説明を求める。</p>
指導課課長補佐	<p>1月の定例会でお話しました「いじめ防止対策を推進するための条例」の策定に向けた経過のご報告とお願いをしたいと思います。</p> <p>牛久市いじめ防止基本方針の案が大筋出来上がりました。県は基本方針をつくっておりますのでそれに準じた形で牛久市でも基本方針をつくりました。牛久市としては、市教育委員会と学校が連携を密にしていじめを生まない学校づくりを進めること、そして、いじめが発生した時は、いっしょに対応することで早期に関わり、問題が深刻化することを防いでいくことを基本的な姿勢にしております。いじめの防止に向けて、学校、地域住民、家庭はもとより社会が丸となって取り組むために、基本的な考え方や、牛久市の取組、学校の取組、家庭の役割、地域の役割、重大事態への対処等について6つの章をつくりました。県の方針があると言いましたが、その中でいろいろな文言は変えたのですが、大きく変えたところとして第3章、学校の取組の中で、いじめの防止等に関する措置（1）未然防止がありまして「学びの共同体としての学校づくりを通して、一人一人の子供に豊かな学びと自己有用感を保証する教育を推進し、いじめの起こりにくい学校環境を構築する。」という表現に牛久市ではしております。また、第6章「重大事態への対応」についてですが、県の方針では載っていないのですが、とても重要なことなので牛久市では一つの章をつくり入れさせていただきました。その中で重大事態というのは、児童生徒が死亡したり、大きなけがをしたり、いじめがきっかけで学校を長期期間休むようになってしまった場合を重大事態と規定しております。重大事態が起こった際には、どのような場合にも市教育委員会は、学校と連携し調査を行うこととしています。また、保護者からいじめられて重大事態に陥ったと申し出があった時には、学校側がいじめの結果ではないとか、これは重大事態とは言えないと考えたとしても教育委員会としては重大事態が発生したものとして、教育委員会が主体となって報告・調査等に当たるとなっていますが、これも牛久市独自のものとなっております。この様に県の基本方針がまず軸にあるのですが、それを基に牛久市独自のものに作り変えています。3月定例会において、基本方針案を議題として上程する予定です。</p>
後藤委員長	<p>次に教育総務課から説明を求める。</p>

教育総務課長

子ども子育て新制度で新制度に加入する幼稚園の利用者負担について報告させていただきます。まず、これまでの経過についてですが、昨年10月に近隣市町村を集めて情報交換をしました。牛久市としては、今ある私立幼稚園の平均を出す形で各所得階層ごとに負担額を定めようということと考えてまいりました。その金額が資料にある当初案です。最高額21,200円が市内の私立幼稚園の授業料を平均したものです。第2階層については、最初、国の案が9,100円ということだったのですが、幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みということで、国が3,000円ということで限度額を下げましたので、そこは下がった部分です。上限が21,200円の案で市としては、これまで進めてきまして、1月29日の子ども子育て会議にもご意見をいただこうと思ひまして負担額を提示しました。子ども子育て会議には、私立幼稚園連絡協議会の会長さんも入った中でご意見を伺いましたが、特に金額に関する意見はありませんでした。というのは、市内の幼稚園は、旧制度で継続すると判断しておりまして、1園だけうしく文化認定こども園の幼稚園部分だけが新制度に移行するのみで、他の幼稚園は、旧制度の私学助成の制度を適用することを決めております。そういった中で意見は、ございませんでした。ただ、近隣の状況は、様子を見ている状況です。我々も県南の各市を対象に負担額の聞き取り調査をしておりまして、負担額について段々下げてくる状況となっておりません。牛久市の21,200円に対して一番高いところでも20,000円という状況です。国の基準ですと最高額が25,700円です。それと、市内の幼稚園ではかからないのですが、市外の幼稚園でも牛久市の子どもが通うところに関しては、この金額が適用になります。調べてみたところ、つくば市の成蹊幼稚園ですが、牛久市からの子どもが4番目に多いところでして、市内の幼稚園が3つ並んで4番目、167人、全体の中で12.49%の園児が行っています。成蹊幼稚園は、つくば市にありながらつくば市の在園児より牛久市の在園児が多いところなんです。ここでどういうことが起こるかということ、つくば市が上限20,000円で定めている中で、牛久市が21,200円で定めた場合と同じ園の中で保護者の間で不均衡が生じることとなります。すべての市外の園を調整することは不可能ですが、ここは牛久市からの在園児が多いので影響が大きいと考えました。結論から申し上げますと予定案としておりますが、つくば市に揃えるということではいけないと考えております。金額を下げるものですから市の方の負担も若干増えてまいりますので、内部的な調整をした中で、今、この額で定めたいと考えておりますのでご報告させていただきました。

資料の最後のページですが、公立幼稚園の授業料と減免額の表になります。今回の新制度により公立幼稚園の授業料を変更する考えはありません。サービスが変わらない中で授業料の変更は受け入れられないのかなと思います。将来的に全体的な見直しの中で考えたいと思います。減免額を定める表というものがこれまで就園奨励費と言ひまして、国が作った表に基づいて行われていました。これが新制度におきまして、公立幼稚園が新制度に移行しないことはないということになります。そこで、減免の表を国が定めるとしたらこうだというもの規則の中に入れ込んでいかなければなりません。これは、次回の定例会に上程しようと考えています。基本的な考え方は、生活保護世帯と非課税世帯に関して減免を行います。これに関して、これまでも生活保護世帯は全額、非課税世帯については20,000円の減免で、第2子以降は全額という形だったんですが、それが今後、生活保護世帯、非課税世帯とも全額という形で国の考えに基づくとこうなってきます。普通の世帯においては通常、第2子、第3子について半額、ゼロとなります。第2子の場合は、24,000円の減額で半額、第3子の場合は、ゼロとなります。第1子は、減額はありませぬ。第2子は、半額。第3子は、授業料ゼロになるような調整になると、国

後藤委員長	<p>の就園奨励費の考え方がそうなっていますので、公立部分の表はなくなりますが、それに合わせた形でこちらで規則に減免額を入れ込み、次の定例会で出させていただきます。</p> <p>以上で3月の臨時会を終了する。 次回の定例会は、3月27日（金）午後1時30分からひたち野リフレ第1会議室で行う。よろしくお願ひします</p>
-------	---